

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
9	福祉保健局	情報システムについて、規程を改めるとともに、セキュリティ設定をきも	東京都サイバーセキュリティ対策基準(以下「対策基準」という。)では、情報システムで使用する。パスワードの桁数、使用文字列の指定、変更の頻度等(以下「パスワードの条件」という。)について規程で定めることとされている。高が所管する東京都産産期医療情報システム及び東京都医療機関情報システムにおいて、パスワードの条件についてそれぞれ規程で定めることとされているかを確認したところ、対策基準で定められている項目のうち一部について定められていないことが認められた。また、規定されていない項目について、実際に同システムで変更の期限等をセキュリティ設定されているかを確認したところ、設定されているにもかかわらず、規定されていない項目について、実際に同システムで変更の期限等の桁数等について規定されていないことと、情報漏えい等のリスクが高まると、また、医療機関システムの個人情報を取り扱うシステムであり、パスワードとて、変更の期限が定められていないこととで、医療機関の担当者交代しなくてもパスワードが変更されず、本来権限のない者によりリスクが高まる。パスワードの条件の一部について規定していないことは、適切でない。同局は、情報システムのパスワードについて、規程を改めるとともに、セキュリティ設定を見直されたい。	① 周産期システム令和元年7月1日付けで東京都周産期医療情報システムサイバーセキュリティ対策基準の適用について規定し、パスワードの桁数等について規定し、再整備した実施手順に基づき、システムのセキュリティを設定した。 ② 医療機関システムは、令和3年度から全国統一の検査サイボを運用することを予定しており、都独自の部分を全国統一版に取り込まれることになった。現状において、今後大幅な仕様変更を予定している現行システムの改修を行うことは難しい。そこで、令和2年7月29日に関係者向け掲示板において、医療機関が任意にパスワードを変更することを周知し、システムと合わせて10月2日にサイバーセキュリティ実施手順を医療機関において少なくとも1回実施した。【1-1-1】

【令和元年定例監査】				
【指摘事項】				
番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
10	主税局	画地及び用途の認定を行うべきもの	目黒都税事務所は、共同住宅とコインパーキングが所在し、一体として利用されているとは言いえない種々の筆の土地を一面地として認定しており、適正でない。小規模住宅用地及び非住宅用地とそれぞれ面積を算出して住宅用地の認定を行っていることと適正でない。これらの結果、固定資産税等が2万5,000円の課税超過となっている。所は、画地及び用途の認定を適正に行われた。	土地の一部に外部貸し駐車場が存在する場合は画地認定について、居住者用駐車場を外部貸し駐車場に転換した事例が増加しているという昨今の社会情勢を踏まえ、同一画地質験応答場所の改正により令和2年3月末に事務所へこの改正について通知した。【1-1-1】
11	教育庁	積立金会計の徴収金額について、実態を踏まえ適切に設定すべきもの	学校徴収金等事務手引では、積立金会計の徴収金額は、教育課程や執行事務の変更に反映させることとされている。その際、繰越金及び卒業時の返還金(返還率)が3割を超えないこととされているが、多摩高等専門学校及び青海総合高等学校において、卒業時の返還金の率が5.5%、1%と高い率となっている状況が認められた。同校は、積立金会計の徴収金額を設定するために、経費の執行対価を確保の生徒となることを考えられる経費や具体的な執行見込みの考えられない経費を算入している。積立金会計の徴収金額について、実態を踏まえ適切に設定すべきもの。同校は、積立金会計の徴収金額について、実態を踏まえ適切に設定されたい。	青梅総合高校では、令和元年度予算について予備費を減額し、令和2年度予算については希望者のみ切り繰入ることとされているが、具体的な執行見込みのない経費は計上しないこととする。また、再発防止の取組として、【1-1-1】予算編成において、過去の実績を踏まえ金額を精査するとともに、経営企画室が担当教員へのヒアリングを通じて精度の高い計画を作成して、早稲高校では、卒業生が卒業までに必要な費用を確保し、卒業生等が参加する芸術費を多額支出することとした。【2-1-1】学費(積立金)から支出できる経費の一部を当該奨学金から支出できる。認定者について、当該奨学金の対象外の生徒と同額の積立金の不用額及び卒業時の返還金額が大きくなっていた。そこで、令和2年度から、当該奨学金の認定者(令和2年度は31名)に当該年度の予算から繰越金(繰越金)を当該奨学金に徴収し、執行率・管理費で確認の上、金額を査定した。さらに、令和元年度まで、選抜授業の教材費は学年から徴収したものは予備費として計上していたが、令和2年度から、対象者のみから徴収することとした。【2-1-1】

【意見・要望事項】		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
番号	対象局 (団体)			
12	財務局	1	財産をより適切に管理するための巡回等実施の把握について	<p>財産運用部は、所有財産のうち「土地・建物(以下「土地等」という。))」について、公益財団法人道路整備保全公社へ巡回、境界確認などの管理業務を委託している。各土地等を安全管理上の問題の性質別に分類して、巡回等を実施している。委託料は、近隣の巡回等による強硬の対応もあることなどから概算をきき、毎月巡回等の実施に基いて精算している。</p> <p>どこどこで、巡回確認のための書類を見たところ、用地管理日報等に記載された巡回等実績の集計は適切に行うことができ、かつ地区担当者別月間予定表と照合して必要土地等の巡回を実施し特定土地等に係る巡回等の内容や者の全体的な巡回管理日報から対象地を洗い出す作業が必要であり、速やかに把握できないことが認められた。</p> <p>部は、所有する土地等の巡回等の状況を容易に把握できるように、管理業務委託の履行確認書類等を見直し、見直される。</p>
		2		
13	会計管理局	1	イベント開催に係る負担の取決めについて	<p>管理課は、制度導入の先行自治体と連携し「新公会計制度普及促進連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置して活動を行っている。連絡会議は平成23年度の設置について自治体の目的及び実務的課題についての情報交換や、新公会計制度の全国的な取組への普及が一層進むよう情報発信に取組んできたところである。連絡会議で、イベント開催費について、全国の自治体関係者等を対象にしたイベントを開催している。そこで、イベント開催費について見たところ、当該経費について連絡会議構成自治体間での負担の取決めが不明確な状態のまま、都が全ての経費を支出していることが認められた。しかしながら、支出負担の取決めは、事前に明確にしておかなければならない。連絡会議のイベント開催費に係る負担の取決めについて、検討が望まれる。</p>
		2		

【意見・要望事項】		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
番号	対象局 (団体)			
14	会計管理局	1	新公会計制度の活用促進に向けた情報発信について	<p>部は、平成18年に複式簿記・発生主義の考え方を導入し、管理課では正確な会計諸表作成のための戸内支援を行うこととした。制度の利点について全国自治体に発信するための自治体間連絡会を行っている。新公会計制度の活用状況を把握すると、大規模施設の更新需要を把握する各局による事業単位の稼働等マイクロ面での活用は一部事業となっており、財務諸表の活用方法についての検討や、他自治体における活用事例の事例や、研習成果や入手した活用事例の各局への情報発信の取組や、関連説明会の一部で事例を紹介するのと並行して、このため、マイクロ面での活用促進に向けて、各局の機運を醸成するよう情報発信に取り組みしていく必要がある。</p> <p>部は、新公会計制度の活用促進に向けて、各局への情報発信を充実させていくことが望まれる。</p>
		2		
15	教育庁	1	精神保健相談事業の実施方法及び契約方法について	<p>令和2年度未だに目別財務諸表の共通経費のシムテム化及び事業別共通経費の共通経費の機能の拡充を図るなど、財務会計システム上の機能を改修を完了し、各局の事業別財務諸表の取り組みや、標準簿を敷いた。その明書の改訂通知(令和2年3月)や財務諸表を通じて周知徹底した。【1-1-1】</p>
		2		



番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
19	福祉保健局 (社会福祉 法人なの花 会)	補助金を返 還すべきも の	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。社会福祉法人なの花会が設置するたんぽぽ保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、障害児保育事業の算定人数が認められたことなどにより、実績額にこのため、平成29年度分で27万7,000円が過大に交付されている。法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還された。法人に対し補助金の返還を求められた。	<p>① 過大に交付した補助金27万7,000円について、令和2年3月23日付けで法人から返還を受けた。</p> <p>【1-1-7】 翌年度新規開設施設を対象とした当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、課りや詳しい点について記載した「各加算項目説明資料」や、施設が根拠資料等を管理・作成しやすいうように作成した添りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-1-5】</p>
		2		
20	福祉保健局 (社会福祉 法人わかみ や福祉会)	補助金を返 還すべきも の	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。社会福祉法人わかみや福祉会が設置するワリオ保育園で、保育所地域子育て支援推進加算のうち、小中高生のけい児体験受入れにおいて、生徒を受け入れた実績書類が認められたことなどにより、実績額に課りが認められた。このため、平成29年度分で60万円が過大に交付されている。法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還された。法人に対し補助金の返還を求められた。	<p>① 過大に交付した補助金60万円について、令和2年3月23日付けで法人から返還を受けた。</p> <p>【1-1-7】 施設が保育サービス推進事業等実施する際に主として参照する「加算項目説明資料」に、実績書類の適切ない保管についての説明を追記し、施設がよりわかりやすくするよう改訂した。</p> <p>【2-1-5】</p> <p>② 施設が根拠資料等を管理・作成する際、実績書類を適切に保管できるように改訂し、令和2年2月3日に各団体に配布した。</p> <p>【2-1-7】</p> <p>③ 例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設でも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、課りや詳しい点について記載した「各加算項目説明資料」や、施設が根拠資料等を管理・作成しやすいうように作成した添りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-1-5】</p>
		2		
21	福祉保健局 (社会福祉 法人紅葉の 会)	補助金を返 還すべきも の	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。社会福祉法人紅葉の会が設置する白糸さくらんぼ保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、フレッキー児対応において、個別の除去対応をすることにより、実績額に課りが認められた。このため、平成29年度分で42万7,000円が過大に交付されている。法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還された。法人に対し補助金の返還を求められた。	<p>① 過大に交付した補助金42万7,000円について、令和2年3月26日付けで法人から返還を受けた。</p> <p>【1-1-7】</p> <p>② 施設が根拠資料等を管理・作成する際、実績書類を適切に保管できるように改訂し、令和2年2月3日に各団体に配布した。</p> <p>【2-1-7】</p> <p>③ 例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、課りや詳しい点について記載した「各加算項目説明資料」や、施設が根拠資料等を管理・作成しやすいうように作成した添りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-1-5】</p>
		2		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
22	福祉保健局 (社会福祉 法人東中川 会)	補助金を返 還すべきも の	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。社会福祉法人東中川会が設置する西総瀬りりおっこ保育園及び東中川保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、障害児保育事業において対象外となり、実績額に課りが認められたことなどにより、実績額に課りが認められた。このため、平成29年度分の西総瀬りりおっこ保育園で29万2,000円、東中川保育園で29万2,000円が過大に交付されている。法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還された。法人に対し補助金の返還を求められた。	<p>過大に交付した補助金5万2,300円について、令和2年3月23日付けで法人から返還を受けた。</p> <p>【1-1-7】</p> <p>① 例年、翌年度新規開設施設を対象とした当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、課りや詳しい点について記載した「各加算項目説明資料」や、施設が根拠資料等を管理・作成しやすいうように作成した添りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-1-5】</p>
		2		
23	福祉保健局 (社会福祉 法人東保育 会)	補助金を返 還すべきも の	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。保育会が設置する本郷加算のうち、帯巻見の延長保育事業において、児童の算定人数が認められたことなどにより、実績額に課りが認められた。このため、平成29年度分で5万2,000円が過大に交付されている。法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還された。法人に対し補助金の返還を求められた。	<p>過大に交付した補助金90万3,000円について、令和2年3月23日付けで法人から返還を受けた。</p> <p>【1-1-7】</p> <p>① 例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、課りや詳しい点について記載した「各加算項目説明資料」や、施設が根拠資料等を管理・作成しやすいうように作成した添りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-1-5】</p>
		2		
24	福祉保健局 (社会福祉 法人不動福 祉会)	補助金を返 還すべきも の	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。不動福祉会が設置する福祉推進加算のうち、一時預かり事業、定期利用保育事業において、記録不備により算定人数を認めたこと、また、保育所地域子育て支援推進加算のうち専門加算において、対象外である高校生等保育所体験受入れが認められたことなどにより、実績額に課りが認められた。このため、平成29年度分で90万3,000円が過大に交付されている。法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還された。法人に対し補助金の返還を求められた。	<p>過大に交付した補助金90万3,000円について、令和2年3月23日付けで法人から返還を受けた。</p> <p>【1-1-7】</p> <p>① 例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、課りや詳しい点について記載した「各加算項目説明資料」や、施設が根拠資料等を管理・作成しやすいうように作成した添りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-1-5】</p>
		2		

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分				
25	福祉保健局 (社会福祉 法人友好福 祉会)	補助金を返 還すべきも の	1	局は、社会福祉法人等に対して、東 京都保育サービス推進事業補助金を算 定し交付している。 社会福祉法人友好福祉会が設置する こびき保育園で、特別保育事業等推進 加算のうち、専従児の近長保育事業に おいて、実績額に課り認められた。 このため、平成29年度分で33万 5,000円が過大に交付されてい る。 法人は、実績報告を適切に行うと ともに、過大に交付された補助金を返還 されたい。法人に対し補助金の返還を求 められたい。	① 過大に交付した補助金333万 5,000円について、令和2年3月 26日付けで法人から返還を受けた。 【1-1-7】 ② 例年、翌年度新規開設施設を対象と していた当該補助金の概要及び申請方 法の説明会にも対象を拡充し、令和2年1 月28日に開催した。その中で、課り やすい点について記載した「各加算項 目説明資料」や、施設が根拠資料等を 管理・作成しやすいうように作成した参 考様式について紹介を行い、申請の誤 りがないよう周知徹底を図った。 【2-1-5】
			2		
26	福祉保健局 (社会福祉 法人豊仁 会)	補助金を返 還すべきも の	1	局は、社会福祉法人等に対して、東 京都保育サービス推進事業補助金を算 定し交付している。 社会福祉法人豊仁会が設置する仲町 追加園のうち、専従児保育対策実施前 の不在月の算定人数を控除しなかったこと などにより、また、保育所所在地保育 を支援推進追加園のうち、出産を迎えな る親の体験学習において、補助対象とな る算定人数を誤ったことにより、実績 額に誤りが認められた。 このため、平成29年度分で46万 5,000円が過大に交付されてい る。 法人は、実績報告を適切に行うと ともに、過大に交付された補助金を返還 されたい。法人に対し補助金の返還を求 められたい。	① 過大に交付した補助金について、 令和2年3月23日及び24日付け で法人から返還を受けた。(多摩 保育園116万6,000円、赤堤 保育園116万6,000円、 さくら中央保育園57万5,000 円) 【1-1-7】 ② 施設が根拠資料等を管理・作成す る際、実績報告を適切に保管す る際、課りやすい点について記載し た「各加算項目説明資料」や、②の 参考様式について施設にて説明を 行い、更なる制度の理解を促 した。 【2-1-5】
			2		
27	福祉保健局 (社会福祉 法人南町保 育会)	補助金を返 還すべきも の	1	局は、社会福祉法人等に対して、東 京都保育サービス推進事業補助金を算 定し交付している。 社会福祉法人南町保育会が設置する 多摩保育園、赤堤保育園の木保育事業 等から中央保育園、特別保育事業 等推進追加園のうち、アレルキー児 に対して、除去対応の記録がないこと により、実績額に課り認められた。 このため、平成29年度分の多摩保 育園で116万6,000円、赤堤 保育園で116万6,000円、赤堤 さくら中央保育園で57万5,000 円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うと ともに、過大に交付された補助金を返還 されたい。法人に対し補助金の返還を求 められたい。	① 過大に交付した補助金1万 4,000円について、令和2年3 月26日付けで法人から返還を受け た。【1-1-7】 ② 例年、翌年度新規開設施設を対象 としていた当該補助金の概要及び申 請方法は既存施設でも対象を拡充し、令 和2年1月28日に開催した。その 中で、課りやすい点について記載し た「各加算項目説明資料」や、②の 参考様式について施設にて説明を 行い、更なる制度の理解を促 した。 【2-1-5】
			2		
28	福祉保健局 (社会福祉 法人てつな ぎの会)	補助金を返 還すべきも の	1	局は、社会福祉法人等に対して、東 京都保育サービス推進事業補助金を算 定し交付している。 社会福祉法人てつなぎの会が設置する 風の子保育園及び、一時預かり事業・ 無償のまわり保育園で、特別保育事業・ 等推進追加園において、対象者が 算定人数を課したことなどにより、実 績額に課り認められた。 このため、平成29年度分のつち っこ保育園で1,000円、風の子保 育園で2万2,000円、田無ひまわり 保育園で4万4,000円が過大に交 付されている。 法人は、実績報告を適切に行うと ともに、過大に交付された補助金を返還 されたい。法人に対し補助金の返還を求 められたい。	① 過大に交付した補助金について、 令和2年3月24日、同日25日及び同 月26日付けで法人から返還を受け た。(つちっこ保育園1,000円、田 無ひまわり保育園2万2,000円、 風の子保育園2万2,000円) 【1-1-7】 ② 例年、翌年度新規開設施設を対象と していた当該補助金の概要及び申請方 法の説明会について、令和元年度は既 存施設にも対象を拡充し、令和2年1 月28日に開催した。その中で、課り やすい点について記載した「各加算項 目説明資料」や、施設が根拠資料等を 管理・作成しやすいうように作成した参 考様式について紹介を行い、申請の誤 りがないよう周知徹底を図った。 【2-1-5】
			2		
29	福祉保健局 (社会福祉 法人彩保育 会)	補助金を返 還すべきも の	1	局は、社会福祉法人等に対して、東 京都保育サービス推進事業補助金を算 定し交付している。 社会福祉法人彩保育会が設置する ういす千住大橋駅前保育園及びう いす千住大橋駅前保育園とびう いす千住大橋駅前保育園で、特別保 育事業において、アレルキー児者 に課りやすい点について記載し た「各加算項目説明資料」や、②の 参考様式について施設にて説明を 行い、更なる制度の理解を促 した。 【2-1-5】	① 過大に交付した補助金について、 令和2年3月23日付けで法人から 返還を受けた。(ういす千住大橋 駅前保育園68万8,000円、う いす千住大橋駅前保育園3万8,000 円) 【1-1-7】 ② 施設が根拠資料等を管理・作成す る際、実績報告を適切に保管す る際、課りやすい点について記載し た「各加算項目説明資料」や、②の 参考様式について施設にて説明を 行い、更なる制度の理解を促 した。 【2-1-5】
			2		
30	福祉保健局 (社会福祉 法人栄光 会)	補助金を返 還すべきも の	1	局は、社会福祉法人等に対して、東 京都保育サービス推進事業補助金を算 定し交付している。 社会福祉法人栄光会が設置する栄光 平山台保育園で、基本額の算定の方 で、2歳児の児童数の算定が誤り このため、平成29年度分で1万 4,000円が過大に交付されてい る。 法人は、実績報告を適切に行うと ともに、過大に交付された補助金を返還 されたい。法人に対し補助金の返還を求 められたい。	① 過大に交付した補助金1万 4,000円について、令和2年3 月26日付けで法人から返還を受け た。【1-1-7】 ② 例年、翌年度新規開設施設を対象 としていた当該補助金の概要及び申 請方法は既存施設でも対象を拡充し、令 和2年1月28日に開催した。その 中で、課りやすい点について記載し た「各加算項目説明資料」や、②の 参考様式について施設にて説明を 行い、更なる制度の理解を促 した。 【2-1-5】
			2		

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分				
31	福祉保健局 (社会福祉 法人吹上 会)	1 ア イ ウ エ	2 ア イ ウ エ	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育士等キャリアアップ補助金を算定し交付している。 社会福祉法人吹上会が設置する吹上多摩保育園で、基本額の算定のうち、2歳児と3歳児の児童数の算定が誤りが認められた。このため、平成29年度分で1万6,000円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還された。法人に対し補助金の返還を求められた。	① 過大に交付した補助金1万6,000円について、令和2年3月24日付けで法人から返還を受けた。 【1-7】 ② 例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。 【2-エ】 ③ 実績報告が適切に行われるよう作成要領を改良し、実績報告作成の直前期である令和2年5月29日に周知することで行った。 【2-エ】
33	福祉保健局 (社会福祉 法人豊仁 会)	1 ア イ ウ エ	2 ア イ ウ エ	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育士等キャリアアップ補助金を算定し交付している。 社会福祉法人豊仁会が設置する花小金井にここ保育園で、基本額の算定のうち、0歳児と4歳以上の児童数の算定が不適正であったことにより、実績額に誤りが認められた。このため、平成29年度分で2万7,000円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還された。法人に対し補助金の返還を求められた。	① 過大に交付した補助金2万7,000円について、令和2年3月23日付けで法人から返還を受けた。 【1-7】 ② 例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。 【2-エ】 ③ 実績報告が適切に行われるよう作成要領を改良し、実績報告作成の直前期である令和2年5月29日に周知することで行った。 【2-エ】
35	福祉保健局 (社会医療 法人河北医 療財団)	1 ア イ ウ エ	2 ア イ ウ エ	局は、地域医療構想に基づき、回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア医療整備及び設備に要する経費のところで、社会医療法人河北医療団が設置する天本病院について、平成30年度度の備品購入費に係る補助金に交付について見たところ、補助対象外である保守料が、0.000円が過大に交付されている。 法人は、過大に交付された補助金を返還された。法人に対し補助金の返還を求められた。	① 過大に交付した補助金24万3,000円について、令和2年4月23日付けで法人から返還を受けた。 【1-7】 ② 補助対象経費が正しく算定されるように、保守料が補助対象外であることに係る注点を記載し、事業計画書様式にも注記した。 【2-1】

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分				
34	福祉保健局 (社会福祉 法人福聚 会)	1 ア イ ウ エ	2 ア イ ウ エ	局は、特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)に対して、東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金を交付している。 社会福祉法人福聚会が設置する板橋の里・英智園の平成29年度度の補助金(努力・実績加算)のうち「処方薬変更等の入所者・家族への連絡」では、処方薬を処方する際に、書面により入所者・家族へ「処方薬変更」の通知を「カービエ改善計画」実態状況(別記第6号様式)記入する項目を追加した。適切な要件を満たしていることと改善した施設が双方が確認できるように「カービエ改善計画」項目から廃止し、「努力・実績加算」項目から廃止した。 【2-7】	過大に交付した補助金105万円2,000円について、令和2年3月30日付けで法人から返還を受けた。 【1-7】 「カービエ評価」改訂計画加算について、実績報告の後に各施設が作成する「カービエ改善計画」実態状況(別記第6号様式)記入する項目を追加した。適切な要件を満たしていることと改善した施設が双方が確認できるように「カービエ改善計画」項目から廃止し、「努力・実績加算」項目から廃止した。 【2-7】



番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約		講じた措置の概要
			措置区分	事項	
39	福祉保健局 (公益財団法人城北労働・福祉センター)	寄付金の受領について方針を決定し、補助金交付事務を行うべきもの	1	○	<p>局は、老人福祉施設整備費補助要綱に基づき、法人等が社会福祉施設を整備した場合の経費の一部を補助している。法人が設置する施設について寄付金台帳を見たところ、法人は施設整備工事の契約相手方31年2月23日に当該施設宛の寄付3万円を受領していることか認められた。</p> <p>しかしながら、局は、平成29年度老人福祉施設整備費補助要綱において、補助条件として、契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金の提供を受けてはならないと定めている。このことから、法人が施設整備工事の契約相手方の代表者から竣工後に寄付を受領しているのは適切でない。局は、寄付金について確認する方策を検討し、補助金交付事務を適正に行われるたい。</p>
			2	◎	

【令和元年度各会計歳入歳出決算審査】					
【指摘事項】					
番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約		講じた措置の概要
			措置区分	事項	
41	戦略政策情報推進本部	会計処理において確定額及び収入未済額が過大計上しているもの	1	◎	<p>(徴) 諸収入(項) 雑入(目) 雑入において、調査額及び収入未済額が各10万7,962円過大に計上されている。</p> <p>【1-7】</p> <p>指摘内容について、担当内会議において共有を行い、再発防止の周知徹底を行った。収入未済の繰越時には、収入未済額の調査・確認を徹底し、調査登録の際に主担当と副担当の複数チェックを行うとともに、誤りがあつた際には速やかに更正処理を行うこととした。【2-7】</p>
			2	○	
42	総務局	物品が巻載漏れとなっているもの	1	◎	<p>物品5点(サーバーラック)が巻載漏れとなっている。</p> <p>令和2年10月21日、債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。【1-7】</p> <p>所管担当部署においては、敷金に係る事務手続に関し、債権として明記し、年度を跨いだ事務手続においても処理に連携のないよう体制整備を行った。</p> <p>また、令和2年9月30日付2総務企業第974号により、公営財産増減異動通知書の提出に係るがないよう、注意事項として明記するとともに、メール文においても監査指摘事例の紹介を行っている。【2-7、2-5】</p>
			2	○	
43	総務局	債権が過大計上となっているもの	1	◎	<p>債権が過大計上となっているもの</p>
			2	○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約		講じた措置の概要
			措置区分		
44	財務局	債権が計上漏れとなったもの	1		<p>(決算計数について)</p> <p>土地3,980.20㎡(環状2号線地区再開発事業用地(メトロ工区)ほか4件)が登録漏れとなっている。</p> <p>(子策の執行状況等について)</p> <p>高は、環状第二号線の一部(以下「メトロ工区」という。)では、東京地下鉄株式会社(以下「東京メトロ」という。)が、地下鉄日比谷線新駅、令和4年度末まで工事を施工することとなっている。</p> <p>高は、メトロ工区内の新駅建設工事について、東京メトロと覚書を交わし管理等を東京メトロが負うものとして、局と東京メトロが完成した道路を建設局へ引き継ぐものとして、このことから、局は、メトロ工区の実質的な管理者となっている。</p> <p>ところで、市街地再開発事業において整備した道路は、都市再開発法により、工事完了公告の翌日に、新たに所有者となるべき者に帰属することとなっている。そこで局は、工事完了公告があった日の翌日に、メトロ工区を道路管理者となるべき建設局に引き継ぐため、都市再開発事業に計上されていたメトロ工区を資産から除いている。</p> <p>しかしながら、令和元年度末現在、メトロ工区は、東京メトロによる新駅建設工事が完了していないことから、建設局に引き継がれておらず、また、局所管の財産に関する調査にも登録されていない状態となっており、適正でない。</p> <p>局は、メトロ工区の実質的な管理者であることから、メトロ工区を一般会計正に行われたい。</p>
			2		
45	都市整備局	(子策の執行状況等について) <p>財産処理を適正に行うべきもの</p>	1		<p>局計理及び所管部において、令和2年9月11日に、再発防止に向けてそれぞれ担当者として課長代理による複数チェックを行うよう改めて確認し、業務マニュアルに追加することにより翌年度以降の事務手続についても遺漏のないよう体制整備を行った。</p> <p>【2-エ】</p> <p>令和2年9月30日、債権増減異動通知書作成時の依頼にあわせ、各部計理担当者を通じて、今回指摘のあった教金以外も含め、今後記載漏れ等がないよう改めて周知を図った。</p> <p>【2-エ】</p> <p>令和2年10月26日、債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。【1-ウ】</p> <p>登録漏れとなっていた土地5件について、令和2年9月11日に、財産情報システムに登録した。【1-ウ】</p> <p>今後、同様の事例が発生した場合における関係部署間の速やかな引継ぎ手続の無い理由により引継ぎに時間を要する場合は協議及び適切な会計処理の実施について定めた。</p> <p>また、このことについて、市街地整備備前は、令和2年9月16日付け「所管事業完了時における適切な財産登録等の会計処理について」を同日付けで第一市街地整備事務所、第二市街地整備事務所へ文書送付し周知を図るとともに、所管内各課に対して周知を図った。</p> <p>西市街地整備事務所では当部からの周知依頼に基づき令和2年9月23日、注意喚起を図った。【2-ウ】</p>
			2		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約		講じた措置の概要
			措置区分		
46	住宅政策本部	会計処理において確定収入未済額が過大計上となっているもの	1		<p>(徴)保証金収入(項)定期借入金に計上され、保証金収入(目)定期借入金未済額が各300万円過大に計上されている。</p> <p>(北青山三丁目アパート(1号棟))が過大に登録されている。</p> <p>建物1777方8,779.35㎡</p> <p>過去に登録されていた建物について、令和2年6月29日に、財産情報システムに修正登録した。【1-ウ】</p> <p>令和2年7月17日の住宅政策本部部長会並びに同日及び令和2年8月17日の都管住宅政策部・部長会において、公有財産台帳の登録数は、必ず担当者及び課長代理の複数チェックによる確認を行うこととし、再発防止を図ることを周知徹底した。</p> <p>【2-ウ、2-エ】</p>
			2		
47	住宅政策本部	建物が過大登録されているもの	1		<p>(徴)使用料及手数料(項)手数料及び収入未済額について、遷付未済額が各30万円過大に計上されている。</p> <p>過去に計上されていた遷付未済額及び収入未済額30万円について、令和2年8月26日に財務会計システムにおいて更正処理を実施した。【1-ウ】</p> <p>令和2年8月26日に当該事例における財務会計の担当保岡・徹底について、所管の保岡・徹底を今後、過剰な遷付資金を精算戻入する過大に計上されないよう、適正に財務会計システムでの処理を行うとともに、所管担当者及び総務部経理において複数のチェックを行う。【2-ウ】</p>
			2		
48	環状局	会計処理において遷付未済額及び収入未済額が過大計上となっているもの	1		<p>過去に計上されていた遷付未済額及び収入未済額30万円について、令和2年8月26日に財務会計システムにおいて更正処理を実施した。【1-ウ】</p> <p>令和2年8月26日に当該事例における財務会計の担当保岡・徹底について、所管の保岡・徹底を今後、過剰な遷付資金を精算戻入する過大に計上されないよう、適正に財務会計システムでの処理を行うとともに、所管担当者及び総務部経理において複数のチェックを行う。【2-ウ】</p>
			2		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約		講じた措置の概要
			措置区分		
49	福祉保健局	会計処理に おいて測定 額、還付未 済額及び収 入未済額が 過大計上と なっている もの	1	2	<p>(ア) 過大に計上されていた測定額及び ひび収入未済額169万円について、財 務会計システムにより更正処理を行 った。【1-ウ】</p> <p>今後同様の事例が生じた場合に は、担当者間で複数チェックを行 うとともに速やかに更正処理を行 うことを周知徹底した。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>(イ) 過大に計上されていた還付未済 額及び収入未済額157万 5,000円について、令和2年 8月19日付で、財務会計シ ステムにより更正処理を行った。 【1-ウ】</p> <p>特例的な案件を扱う際は、事務 処理手順を会計担当に確認し、僕 重に処理及び審査を行う。 また、上記の事務処理手順を、 令和2年9月1日付けでマニユアル にも追記した上、提案者ど確認 者による複数チェック体制をと る。【2-ウ】</p> <p>(ウ) 過大に計上されていた測定額及 び収入未済額43万7,000円 について、令和2年6月15日 に、財務会計システムにより更正 処理を行った。【1-ウ】</p> <p>今後同様の事例が生じた場合に は、担当者間で複数チェックを行 うとともに速やかに更正処理を行 うことを周知徹底した。 【2-ウ】</p>
			ア	イ	
50	福祉保健局	土地が登載 漏れとなっ ているもの	1	2	<p>上地42.81㎡(小山児童学園敷 地2)が登載漏れとなっている。</p> <p>登載漏れとなっている土地につい て、令和2年7月21日に、インフラ 区分を修正し、財産情報システ ムに反映した。【1-ウ】</p> <p>令和2年9月1日付けで「創立児童 養護施設 公有財産所管替え事務マ ニユアル」を改定し、過年度修 正の場合の注意点を記載した。 【2-ウ】</p>
			ア	イ	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約		講じた措置の概要
			措置区分		
51	福祉保健局	物品が過大 登載され 漏れとなっ ているもの	1	2	<p>(ア) 過大登載となっていた物品52点 について、令和2年7月15日 に、物品管理システムから削除し た。【1-ウ】</p> <p>【子社会対策部は、育成支援課 (施設所管課)と計画課(物品出 納員)において、マニユアルに基 づき、年度末に両課で相互チェッ クを行うよう改めて周知した。 【2-ウ】</p> <p>(イ) 登載漏れとなっていた物品52点 について、令和2年7月22日ま でに、物品管理システムに登載し た。【1-ウ】</p> <p>医療政策部及び障害者施策推進 課は、下記の取組により確認体制 の強化を図った。</p> <p>・4点の登録漏れが発生した障 害者施策推進部では、指定管理 者から都部へ報告書類を送付する 際は、送付書類一覧表にチェッ ク欄を設け、担当者には書類が 渡ったかを確認するように管理す る。</p> <p>また、指定管理者が報告書類 をシステムにて送信する際は、メー ル本文にて内容を明示すると ともに、電話等で改めて確認を行 う。</p> <p>さらに、物品管理担当者を設 置し、指定管理者から物品一覽 表が送付された際は、システム 登録情報との照合を確実に実施 する。【2-ウ】</p>
			ア	イ	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
52	福祉保健局	債権が計上漏れとなったもの	債権14,8万8,913円(東京都医師会基金貸与金ほか1件)が計上漏れとなっている。	令和2年10月30日、債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。 <b>【1-ウ】</b> 【東京都医師会基金貸与金】医療政策部は、債権増減異動通知の作成に当たっては、改めて担当職員内で複数チェックを行うことと共有した。 <b>【2-ウ】</b> 【女性福祉資金貸付金】少子社会対策部は、毎月の調定を行う際、「歳入歳出外現金の実績報告書」により各月から報告される貸付額及び調定額と、福祉統計システムの入力データを突き合わせ、それぞれの集計表に担当者と課長代理によるチェック欄を設け、複数チェックを行う。 <b>【2-ウ】</b>
53	産業労働局	出資による権利が過大登載となっているもの	出資による権利56万5,223円(公益財団法人東京都中小企業振興公社出さん(中小企業技術活性化支援))が過大に登載されている。	出資による権利に過大に登載されている56万5,223円については令和2年8月17日に財産情報システムで修正処理を行った。 <b>【1-ウ】</b> 局は、令和2年8月28日付けで局内に当該指摘事例及び適正な処理について周知し、類似事例を発生しないよう再発防止を図った。 商工部は、令和2年8月31日付けで、部内職員に監査の結果を周知し、団体から出た金に関する報告がなかった際、確認を徹底するよう注意喚起を図った。また、(公財)東京都中小企業振興公社に対しても、同日、都に出た金に関する報告を行う際、確認を徹底するよう周知を図った。 <b>【2-エ】</b>
54	建設局	土地が過大登載となっているもの	土地20,335.79㎡(建設立休交差事業予定地(JR南武線)ほか2件)が過大に登載されている。	過大に登載されていた土地について、令和2年7月31日に、財産情報システムから削除した。 <b>【1-ウ】</b> 道路建設部は、財産情報システム上の登録内容と、担当業者及び職員の捺印内容とにより、者及び職員の捺印の担当者による複数チェックを徹底することとした。 令和2年8月27日の課長代理会において、指摘内容から各担当へ今後の適切な処理について周知し、再発防止を図った。 <b>【2-ウ】</b>
55	建設局	建築物が過大登載となったもの	建築物21,066㎡(野川公園四阿ほか2件)が過大に登載されている。	過大に登載されていた建物について、令和2年9月22日に、財産情報システムから削除した。 <b>【1-ウ】</b> 西部公園緑地事務所には、建築物等の行政財産を撤去する際には管理課に事前で連絡し情報共有するよう、令和2年8月21日付「行政財産(建物)の除却手続等について」を各課に発行し、再発防止を図った。 令和2年8月25日の西部公園緑地事務所課長会にて、改めて指摘事項、再発防止策について再周知を行った。 <b>【2-エ】</b>
56	港湾局	債権が計上漏れとなったもの	債権5万4,000円(保証金)が計上漏れとなっている。	令和2年10月28日、債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。 <b>【1-ウ】</b> 令和2年9月29日、局内関係部所に本件指摘主旨を周知する通知を發出し、注意喚起を行った。 <b>【2-エ】</b>
57	東京消防庁	物品が過大登載となっているもの	物品2点(特種用途自動車)が過大に登載されている。	物品2点について、令和2年7月2日に物品管理システムから削除した。 <b>【1-ウ】</b> 「物品管理システムの削除について」(令和2年7月2日経理契約課長決定)により過大登載に至った原因を明らかにするとともに、警備隊要領の処理の流れ及び登録後の確認要領を整理し再発防止策を担当内で周知した。 <b>【2-ウ】</b> 【令和元年度各会計歳入歳出決算審査の実施結果等について】(令和2年9月23日財務課長通知)において、当該決算審査の結果報告を行う際に通知し、適正な物品管理の推進について周知を図った。 <b>【2-エ】</b>
58	教育庁	会計処理において調定額及び収入未済額が過大計上されているもの	(ア) (収) 諸収入 (項) 雑入 (目) 納付金において、調定額及び収入未済額が各352円過大に計上されている。 (イ) (収) 諸収入 (項) 雑入 (目) 納付金において、調定額及び収入未済額が各10万9,941円過小に計上されている。	総務部は、過大に計上されていた調定額352円について、令和2年9月7日に、財務会計システムにより更正処理を行った。 また、過大に計上されていた調定額10万9,941円について、令和2年9月4日に、財務会計システムにより更正処理を行った。 <b>【1-ウ】</b> 部は、令和2年9月9日付事務連絡を發出し、今後歳入調定を行う際は、録事・納付書の3点の納付科目が合っていることを必ず確認し、給与担当職員により事務担当者が変更となる際は、事前に確認し引継ぎを行うことなど、再発防止について周知徹底した。また、給与担当内で、特別処理、収入未済の手続について、チェックリストを作成して事務処理の流れの可視化を行った。 <b>【2-ウ】</b>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			1	2		
59	警視庁	建築物が過大 登録及び登録 漏れとなっ ているもの	1	ア イ ウ エ	(ア) 建物17.22㎡(三鷹警察署北野荘在所の一部)が過大に登録されている。 (イ) 建物1万2,320.47㎡(下谷警察署庁舎(含む兼)の一部ほか2件)が登録漏れとなっている。	過大登録されていた三鷹警察署北野荘在所は令和2年8月4日、登録漏れとなっていた下谷警察署庁舎(含む兼)ほか2件は同年7月20日に、財産情報システムにおいて訂正を行った。 <b>【1-ウ】</b> また、同種事案を防止するため、令和2年8月31日に、公有財産台帳の取扱いに当たり、システム項目と複数チェックの担当者を明示した「公有財産台帳等作成時の確認票」を作成した。 <b>【2-ウ】</b>
			2	ア イ ウ エ	商標権2件(ストッポモ型の警視庁ほか1件)が登録漏れとなっている。	登録漏れとなっていた商標権2件は、令和2年7月21日に、財産情報システムにおいて新規登録(設定受)を行った。 <b>【1-イ】</b> また、同種事案を防止するため、令和2年9月1日に、無体財産権の公有財産台帳への登録時期等を庁内に周知徹底させる文書「知的財産権(特許権、商標権、著作権等)の適正な管理及び現況調査について」を策出し、さらに、年度末にも同様の文書策出し、管理の徹底を図る。 <b>【2-ウ】</b>
60	警視庁	商標権が登録漏れとなっているもの	1	ア イ ウ エ	(ア) 物品1点(ダウコンコンバータ)が過大に登録されている。 (イ) 物品2点(スイッチャー一ほか1点)が登録漏れとなっている。	過大登録されていた物品1点について、物品管理システムから令和2年7月29日に削除した。また、登録漏れの物品2点についても、同日に物品管理システムに登録した。 <b>【1-イ】</b> 関連する連絡会議を令和2年8月7日に実施した。同会議にて、担当者間の業務連絡を徹底するとともに、物品の登録漏れ、登録誤り等が発生しない仕組みを確立した。なお、工事起案から物品登録までのフローチャートを作成し、共有を図った。さらに、登録事務と工事発注担当者が物品登録の細目内訳書の内容を照らし合わせ、登録する物品と工事発注担当者の相互チェック及び情報共有を行うこととした。 <b>【2-ウ】</b>
			2	ア イ ウ エ		
61	警視庁	物品が過大 登録及び登録 漏れとなっ ているもの	1	ア イ ウ エ		
			2	ア イ ウ エ		
62	収用委員会 事務局	会計処理に おいて確定 額及び収入 未済額が過 大計上とな っているもの	1	ア イ ウ エ	(イ) 諸収入(項)雑入(目)雑入において、確定額及び収入未済額が各1,478円過大に計上されている。	令和2年6月26日に、過大計上となっていた収入未済額について、財産管理を行った。 <b>【1-ウ】</b> 令和2年7月31日に、総務課である総務課の総務課長・確認など再発防止策についての検討を行った。さらに、その内容についてまとめた文書を作成し、今後の再発防止の徹底を図った。 <b>【2-ウ】</b>
			2	ア イ ウ エ		

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
電話 〇三(五三三二)一〇一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 七〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



この紙は、環境にやさしい再生紙の  
リサイクル品です。